第2章 快適

自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

政

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

策

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

快適 白然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

⑪地域の特性に応じた土地利用を推進する















現状と課題

- ◆赤穂市国土利用計画は、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役 割を果たしてきましたが、土地需要が減少する人口減少時代においては、土地を適切に管理 し荒廃を防ぎ土地利用の質的向上を図ることが求められています。
- ◆人口が減り、少子高齢化が進む中でも活力を保ち、誰もが豊かさを実感できる快適で魅力あ る都市空間の形成が求められています。
- ◆市街化区域内では、民間事業者による宅地開発が行われており、優良な宅地が供給されるよ う適正な指導が求められています。
- ◆赤穂インターチェンジ周辺など広域交通条件の優れた地区において、産業用地としての活用 が求められています。
- ◆市街化調整区域の厳しい土地利用規制により地域活力の低下が懸念される既存集落におい て、特別指定区域制度※1を活用した住民主体のまちづくりが求められています。
- ◆地籍の未整理地においては、公共事業の難航や経済活動が停滞する恐れがあり、その対策が 求められています。
- ◆近年、国においては、市民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市づくりに 向けた集約型都市構造化※2が都市政策の主眼となっています。

施策の方針

安全で豊かなまちづくりを実現するため、自然や文化、社会経済情勢等を踏まえ、身近な土地 利用のあり方について検討し、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

市街化区域内では、開発許可による優良な宅地開発を促進します。

市街化調整区域内では、地区計画制度や特別指定区域制度等を活用し、地域のまちづくり団体 による住民主体のまちづくりを促進します。特に、赤穂インターチェンジ周辺の農地は、関連計画 との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農業との適切な調整を図りなが ら、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。

また、道路事業など公共事業の確実な事業進捗を図るため、地籍調査※3の先行実施に取り組みます。 さらに、「コンパクト・プラス・ネットワーク※4」の考え方を基本に、人口減少・高齢化社会にあっ ても、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通 により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトな都市構造への転換を推進します。

※ 1 特別指定区域制度………………市街化調整区域の土地利用に関する兵庫県の制度。市町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解 決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、市町からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定 し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現する制度。

※2集約型都市構造化……

・都市圏を高密度な拠点のネットワーク構造に転換していくこと。

※3地籍調査……………………………土地における地籍(土地に関する戸籍)の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有 者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等(地籍図、地籍簿)を作成する事業。

※4コンパクト・プラス・ネットワーク…特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心 して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

| 項目 | | 主要な取組 | | |
|----|-------------------------|--|--|--|
| 1 | 安全で豊かな住民主体の計画的なまちづくりの推進 | ◇市街化区域・市街化調整区域や用途地域など都市計画制度の 適正な運用◇地区計画制度や特別指定区域制度の活用による土地利用の推進◇立地適正化計画制度※1の検討と計画策定に向けた取組の実施 | | |
| 2 | 開発行為等に対する適正な指導 | ◇県と連携した適正な開発指導、開発許可の実施 | | |
| 3 | 地籍調査の推進 | ◇国・県公共事業と連携した地籍調査の実施 ◇市の公共事業と連携した地籍調査の実施 | | |

目標指標

| | | 基準値 | 目標値 | |
|-------------------------------------|-----|-------------------|-------------------|--------------------|
| 指標 | | 2019年度 (令和元年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| まちづくり活動(地域に応じた土地利用の検討等)を 行う団体数 ★ | 団体 | 4 | 6 | 9 |
| 開発行為等に対する指導 | 件 | 6 | 42 | 72 |
| 地籍調査等実施済面積 ★ | Km³ | 11.48 | 12.5 | 13.5 |

関連個別計画

赤穂市国土利用計画

赤穂市都市計画マスタープラン

赤穂市土地利用計画

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

12 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する











現状と課題

- ◆国道2号や主要地方道など市内幹線道路のネットワークの向上による、さらなる人・モノの円 滑な流れと災害時の代替性の確保が求められています。
- ◆国道250号高取峠は、急カーブや急こう配の箇所があり、交通事故が多く、トンネル化等による安全性向上が求められています。
- ◆都市計画道路の整備促進が求められています。また、交通需要の変化に伴う都市計画道路の 見直し検討結果に基づいた適切な事業推進が求められています。
- ◆健康増進やレジャーなど身近な交通手段としての自転車の活用が必要です。
- ◆高度経済成長期に造られた橋梁など多くの重要な道路施設の老朽化に伴う適切な維持管理 が必要です。
- ◆児童を巻き込む痛ましい事故を踏まえた通学路交差点等の安全性向上をはじめとした、誰も が安全に通行できる道路環境などの整備が求められています。
- ◆公共交通においては、通勤通学者や交通弱者の移動手段の確保など、誰もが安心して暮らし 続けるために必要な利便性が求められています。

施策の方針

国・県に対し、国道2号へのアクセス向上など、国道・県道の整備促進を要請し、市内外の交流の活性化や市内交通の円滑化を図るため、機能的で有機的な幹線道路、生活道路を整備することにより、地域の産業経済活動を支えるとともに、市民生活の利便性、安全性の向上を図ります。

また、安全で快適な道路環境を維持するため、橋梁等道路施設点検や点検結果に基づく適切な 修繕を行い施設の長寿命化※1を図ります。

市民・交通事業者・行政が連携し、市民の利便性の向上と地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実を図ります。

市内循環バス「ゆらのすけ」

| 項目 | | 主要な取組 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 市内幹線道路等の整備促進 | ◇国道・県道の交通円滑化や安全性向上を図るため、国・県に対して 要望活動の実施 ◇地籍調査事業を先行実施することによる円滑な事業実施 ◇都市計画道路の整備促進 (有年駅北線、有年駅南線、野中浜市線、塩屋野中線、赤穂大橋線、唐船線) ◇自転車活用のためのサインなど、自転車利用空間の整備促進 |
| 2 | 橋梁等道路施設の適切な維持管理 | ◇点検や補修対策の適切な実施と状況に応じた速やかな緊急対策による施設の安全性確保 ◇長寿命化と維持管理の効率化によるライフサイクルコスト※1の抑制 ◇PDCAサイクルによる見直しを通じた施設ごとの安全性確保とより効率的な修繕計画の実現 |
| 3 | 通学路の安全性向上 | ◇交通量の多い交差点から順次整備実施 ◇国道・県道との交差点について事業実施時期などの調整 |
| 4 | 公共交通の充実 | ◇市内を運行する路線バスの維持・確保◇地域の実情に応じた持続可能な公共交通の充実◇市内循環バス・定住自立圏による圏域バスの運行の充実◇有年地区におけるデマンドタクシーの運行の充実◇JRの利便性の向上に向けて関係機関への積極的な働きかけ |

目標指標

| 指標 | | | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------|------|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 単位 | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 点検済橋梁数(2巡目) | ★ 橋 | | 0 | 394 | 394 |
| 安全対策が必要な交差点 | ┢ 箇戸 | F | 41 | 0 | 0 |
| 区画整理区域内の都市計画道路の整備延長 | k m | | 1,579 | 1,759 | 2,403 |
| (都)大橋線・唐船線の整備延長 | k m | | 200 | 533 | 658 |
| 市内循環バス利用者数 | 人 | | 22,133 | 28,000 | 28,000 |
| 圏域バス利用者数 | 人 | | 11,803 | 12,400 | 12,400 |
| 市内JR駅1日平均乗車客数 | 人 | | 5,377 | 5,500 | 5,500 |
| デマンドタクシー利用者数 | 人 | | 338 | 600 | 600 |

関連個別計画

赤穂市橋梁長寿命化修繕計画

※Iライフサイクルコスト…製品や構造物(建物や橋、道路など)が整備されてから、その役割・供用を終えるまでに必要となる総費用額。

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(4) 快適で魅力ある都市空間の形成

13水とみどり豊かな都市をつくる











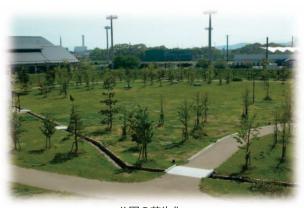
現状と課題

- ◆公園・緑地に対する市民ニーズの多様化に対応した整備を促進することが求められています。
- ◆赤穂城跡公園や土地区画整理施行区域内の未供用公園の整備を促進することが求められています。
- ◆公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた施設更新整備が必要です。
- ◆街路樹の健全な保全とともに、安全な通行のための対策が必要です。
- ◆壁面緑化やグリーンカーテン※1など市民や事業者等の取組の推進が必要です。

施策の方針

豊かな自然環境の保全を図り、自然、景観、歴史等の地域資源を活かした都市公園等の整備を 進めるとともに、公園施設の長寿命化による改築更新の際には、公園利用者のニーズに応じた効 果的な整備を推進します。

また、身近なみどりである街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、市民との協働により自然を守り育て、本市の地域特性を活かした水とみどり豊かなまちづくりを推進します。



公園の芝生化



野中·砂子公園

※ | グリーンカーテン…自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

基本計画

施策の展開

| | 項目 | 主要な取組 | | | |
|---|------------|--|--|--|--|
| 1 | 公園緑地の整備・充実 | ◇土地区画整理施行区域内の未整備公園の整備促進 ◇赤穂城跡公園の整備促進 ◇公園施設の長寿命化と維持管理の効率化および市民ニーズに応じた更新・整備 ◇城南緑地等の緑の保全管理 ◇市民の健康増進意識の高まりに対応した河川敷緑地等の整備促進 ◇赤穂海浜公園の充実に向けた県との連携・協力 ◇瀬戸内海国立公園の良好な環境の保全 | | | |
| 2 | 街路樹の適切な管理 | ◇適時適切な害虫防除の実施による樹木の健康保持◇適時適切な樹木剪定による良好なまちなみ景観維持◇お城通りの黒松は良好な景観形成に必要な街路樹であることを踏まえ特に丁寧な維持管理◇適切な管理による通行障害や見通し不良箇所の解消 | | | |
| 3 | 都市緑化の推進 | ◇市民参加による公園の芝生化等の推進 ◇市民が実施する壁面緑化やグリーンカーテンなどの取組の支援 | | | |

目標指標

| 指標 | | 基準値 | 目標値 | |
|------------------|----------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 市民1人当たりの都市公園面積 ★ | m [*] | 40.3 | 44.7 | 46.8 |

関連個別計画

赤穂市緑の基本計画

自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり 快適

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

4 豊かな自然環境・生活環境を保全する























現状と課題

- ◆豊かな自然環境とふれあいを持つ場や学習する機会が減少しており、環境学習の場が求めら れるため、子どもの頃から環境を意識した多角的な視点を養成することが必要です。
- ◆里山の保全は、豊かな自然環境だけでなく多種多様な生態系を維持する上でも重要です。
- ◆地域の人口減少や高齢化による里山環境の管理不足に伴う適切な対応が求められています。
- ◆大気・河川・海域の環境調査や工場・事業場への立入調査を実施することにより良好な生活 環境を保全することが必要です。
- ◆民間事業者による産業廃棄物最終処分場計画について、市域の良好な環境保全に向けた対 応が必要です。
- ◆人口減等によりごみの排出量は漸減傾向にあるものの、資源循環型社会の構築に向けてさ らなるごみ分別の徹底やリサイクルの推進が求められています。
- ◆経年により老朽化したごみ処理施設については、広域処理による施設整備の検討と既存施 設の安定稼働のため適正な維持管理を行うことが必要です。
- ◆将来にわたる水道水の安定供給と快適な生活環境の確保に向け、上下水道施設の適正な維 持管理と計画的な更新を行うとともに、経営の健全化を図ることが求められています。

施策の方針

市民が自然に親しみ学ぶ機会の充実を図るとともに、里山などの自然条件に息づく生態系へ の配慮を含め、豊かな自然環境の保全・育成に取り組みます。

市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり 守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。また、市民・事業者・行政 が一体となって良好な生活環境の保全や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

ごみ処理については、さらなる分別・減量・資源化を図り、施設の機能維持とともに適正処理に 努め、資源循環型社会の形成と地球温暖化対策に取り組みます。

水道施設については、適正な維持管理および計画的な更新・耐震化を行い、安定した給水を確 保するとともに、水質管理を適正に行い、水道水の安全性を確保します。また、経営の健全化を図 り、将来にわたって水道水を安定的に供給します。

下水道施設についても、適正な維持管理と計画的な更新・耐震化を行い、快適な生活環境の確 保や公共用水域の水質保全を行います。また、効率的な経営を図り、持続可能な循環型社会の構 築に取り組みます。

| | 項目 | 主要な取組 |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 環境学習の場の提供による自然環境の 保全 | ◇赤穂こどもエコクラブをはじめとする体験学習や環境イベントの 充実◇県・近隣自治体と連携した環境啓発活動の展開 |
| 2 | 里山の適正な維持管理 | ◇果・近隣日沿体と建協りた環境各先沿動の展開 ◇里山防災林整備事業(県営)の円滑な推進 ◇地元関係者による里山保全への支援 ◇「赤穂ふれあいの森」、「あこう河鹿の森」や遊歩道の定期的な 保育事業による適切な維持管理 |
| 3 | 調査体制の維持と低炭素社会の実現に 向けた取組の推進 | ◇大気監視局での窒素酸化物など大気汚染物質の測定◇千種川等の水質調査や道路交通騒音調査の実施◇温室効果ガス排出量削減の推進◇環境に配慮した製品の購入、使用の推進 |
| 4 | 資源循環型社会の構築 | ◇ごみの排出抑制や分別、再利用、資源化の推進◇効果的な資源ごみ集団回収や生ごみ堆肥化機器の普及◇リサイクル施設の有効活用による再資源化の推進◇ごみ処理施設の長寿命化と不燃物最終処分場の浸出水処理方法等の検討◇ごみ処理の広域化についての検討◇食品口ス対策の推進 |
| 5 | 上下水道施設の適正な維持管理 | ◇上下水道施設の計画的な更新と耐震化の推進 |

目標指標

| 指標 | | 単位 | 基準値 | 目標値 | |
|-------------------|---|----|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 赤穂こどもエコクラブ登録者数 | * | 人 | 26 | 28 | 30 |
| 里山防災林整備事業実施箇所 | * | 箇所 | 4 | 7 | 9 |
| 市内大気環境監視局舎の設置数 | * | 箇所 | 8 | 8 | 8 |
| 千種川定期水質調査地点 | * | 箇所 | 5 | 6 | 7 |
| ごみ排出量 | * | トン | 18,162 | 17,610 | 17,220 |
| 再生利用率(資源化率) | * | % | 14.8 | 17.0 | 17.0 |
| 水道配水池の更新(耐震化)率 | * | % | 73.3 | 80.3 | 85.8 |
| 水道管路の更新(耐震化)率 | * | % | 12.7 | 17.0 | 20.0 |
| 汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設 | * | 箇所 | 10 | 13 | 16 |

関連個別計画

| 赤穂市環境基本計画 | 一般廃棄物処理基本計画 |
|-----------------|----------------|
| 赤穂市水道ビジョン | 水安全計画 |
| 下水道ストックマネジメント計画 | 赤穂市下水道総合地震対策計画 |
| 赤穂市自然環境保全計画 | |

快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

(5) 自然環境の保全と住環境の充実

15快適で潤いのある住環境をつくる













現状と課題

- ◆駅周辺のにぎわい再生のため、道路・公園等の生活基盤整備が必要です。
- ◆幅広い世代が多様な居住スタイルを選択できるように、質の高い住環境整備が必要です。
- ◆空き家の増加は、防災、景観および生活環境の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域 の活力を低下させる原因となることから、空き家等の増加を抑制する取組が求められています。
- ◆市営住宅が老朽化しており、良質な住環境を提供するためには長寿命化を目的とした計画的 修繕が必要です。
- ◆坂越地区や加里屋地区では、景観に配慮した公共施設の適正な維持管理や地域住民と協働 による都市景観の保全が求められています。
- ◆大規模な建築物や屋外広告物は、周辺の都市景観に与える影響が大きいことから、市街地景 観との調和を図り、良好な都市景観の形成が求められています。

施策の方針

快適で機能的な住環境の形成に向けて、区画整理事業による市街地を整備します。

空き家等対策については、周辺に悪影響を及ぼす特定空家※1等の解消に取り組むとともに、 空き家等の増加を抑制するため、空き家を活用した移住・定住や古民家再生による地域の活性化 を促進します。また、働き方改革等によるテレワークの普及等に鑑み、二地域居住※2や二地域就 業※3のために空き家を活用する等、総合的かつ計画的に取組を推進します。

市営住宅については、長期的視点にたった維持管理を行い、良質な住環境を提供します。

都市景観については、豊かな自然環境や地域の歴史文化と調和のとれた秩序あるまちづくり を推進し、快適で美しい景観の保全と形成を図ります。特に、坂越地区や加里屋地区における市 街地景観形成地区※4においては、景観に配慮した公共施設の維持管理を適正に行うとともに、 景観助成により地域住民と協働して都市景観の保全と形成を推進します。

※ 1 特定空家…………そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態(倒壊等)、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺の生 活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

※2二地域居住…………都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点を持ち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末などの休みには地方部で趣 味などのゆとりある生活を過ごすライフスタイル。

※3二地域就業…………都市部に所在する企業が、例えばサテライトオフィスなどを地方部におき、その両方に同じような業務環境を構築することで都 市部または地方部のいずれにおいても就業が可能となるような就業スタイル。

※4市街地景観形成地区…すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定める とともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。

| | 項目 | 主要な取組 |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | 快適で機能的な居住基盤の形成 | ◇区画整理事業の推進(野中・砂子地区、浜市地区、有年地区) |
| 2 | 空き家等対策の推進 | ◇空き家に関する知識の普及啓発◇空き家改修(空き家活用、古民家再生)の支援◇空き家情報バンク制度の活用◇特定空家等所有者等に対する助言・指導等◇危険空き家除却の支援 |
| 3 | 市営住宅の適正な維持管理 | ◇予防保全を目的とした建物、施設の計画修繕 |
| 4 | 市街地景観形成地区等における景観保全 | ◇県等の関係機関と連携した都市景観に関する啓発、情報提供 ◇景観保全の拠点として坂越まち並み館等の適正な管理運営 ◇市街地景観形成地区内での建築行為等に関する助言・指導 ◇都市景観形成助成制度の活用 |
| 5 | 屋外広告物の規制による良好な景観の 形成 | ◇屋外広告物の適正な設置および維持管理の指導 ◇違反広告物パトロールの実施 |
| 6 | 周辺の建築物や自然環境と調和のとれ た大規模建築物等の建築 | ◇大規模建築物等行為に対する適切な助言・指導 |

目標指標

| 指標 | | 基準値 | 目標値 | |
|---------------------------|---|--------------------|-------------------|--------------------|
| | | 2018年度 (平成30年度) | 2025年度 (令和7年度) | 2030年度 (令和12年度) |
| 区画整理事業の進捗(野中・砂子) ★ | % | 41.3 | 96.3 | 100 |
| 区画整理事業の進捗(浜市) ★ | % | 78.5 | 100 | 100 |
| 区画整理事業の進捗(有年) ★ | % | 72.8 | 100 | 100 |
| 特定空家等の解決率 ★ | % | 43.6 | 75.0 | 100 |
| 空き家情報バンクの新規登録物件数 ★ | 件 | 10 | 17 | 25 |
| 空家活用支援事業補助金の交付件数 | 件 | 4 | 50 | 85 |
| 市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導 | 件 | 8 | 36 | 56 |
| 大規模建築物等行為に対する助言・指導 | 件 | 8 | 57 | 92 |

関連個別計画

赤穂市空家等対策計画

赤穂市営住宅長寿命化計画



1955年(昭和30年)ごろの千鳥線(県営住宅千鳥団地付近)



2020年(令和2年)現在